北の恵み 食べマルシェ2019

出店のご案内

開催概要・募集要項・開催までの主なスケジュール（予定）……2P
出店形式……3P
北の恵み 食べマルシェ2019出店規程……4-5P
出店申込書の記入方法……6-7P
飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業の提供品目による判断フロー…8P
出店申込書……9-10P
出店申込書（記入例）……11-12P

出店申込書提出期限

2019年5月17日(金) 午後5時［必着］

出店申込み・問合せ先

北の恵み 食べマルシェ実行委員会
〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1番12号
道の駅あさひかわ（道北地域旭川地場産業振興センター）2階

TEL.0166-73-9840
FAX.0166-63-7093
E-mail marche@city.asahikawa.hokkaido.jp
http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/marche/

開催概要

●名称
「北の恵み 食べマルシェ2019」

●開催日
2019年9月14日（土）
～9月16日（月・祝）

●開催会場
旭川駅前広場・平和通買物公園・
七条緑道・常磐公園

●開催時間
午前10時～午後6時
（最終日は午後5時まで）

●主催
北の恵み 食べマルシェ実行委員会

募集要項

●出店形式
①料理・物販用テント
②ラーメン用テント
③そば用テント
④移動販売車（常磐公園のみ）

●申込方法
「出店申込書の記入方法」（６・７ページ）に記載されている内容をよくご確認いただき、申込書を提出してください。
※申込みに際しては、「北の恵み 食べマルシェ2019 出店規程」（４・５ページ）を必ずお読みください。

開催までの主なスケジュール(予定)

※以下のスケジュールは都合により変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

2019年5月７日(火)

出店申込書の受付開始
●実行委員会で「出店申込書」の記載内容を確認の上、受理します。
●出店は応募内容を審査の上、決定します。出店が認められない場合もありますのでご了承ください。詳しくは出店規程をお読みください。
●小間数の調整をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

2019年5月17日(金)

出店申込書の受付締切
●実行委員会で出店者の選考及び調整を行います。
●出店申込書の記載内容によっては、販売品目や調理方法の確認、調整をお願いする場合があります。

2019年6月中旬～下旬

出店決定通知書等の送付
●保健所臨時営業許可申請書類等、出店に際し提出が必要な書類を併せて送付します。
●出店場所は、会場構成等を踏まえ、実行委員会が決定します。

2019年7月25日(木)

出店者説明会の開催・申請書類等の受付開始
●出店に際しての注意事項や出店場所、搬入・搬出スケジュールなどをご案内します。

2019年8月上旬

申請書類等の受付締切
●必要書類を提出していただいた後、出店料等の請求書を発行します。

2019年8月28日(水)

出店料等の納入期限
●出店料等は、指定期日までに振込により納付してください。
●指定期日までに納付されない場合、実行委員会は出店を取り消すとともに、取消しに係る費用弁償を求める場合があります。

2019年9月14日(土)～16日(月・祝)

「北の恵み 食べマルシェ2019」開催

出店形式

※出店料はいずれも税込みです。

料理・物販用テント

会場	間口	奥行	テーブル※1	椅子※1	照明	給排水設備	出店料
駅前広場・買物公園	2,700 mm	3,600 mm	1,800mm × 450mm 3 台	2脚	1基	共同設備を利用	**1小間※2 55,000円**
七条緑道	3,600 mm	2,700 mm	1,800mm × 450mm 3 台	2脚	1基		**1張 50,000円**
常磐公園	2,700 mm	3,600 mm	1,800mm × 450mm 3 台	2脚	1基		**1小間※2 45,000円**

ラーメン用テント

間口	奥行	テーブル	椅子	照明	給排水設備	出店料
3,600 mm	3,600 mm	1,800mm × 450mm 3 台	2脚	1基	給水設備：テント内×1基 排水設備：共同設備を利用	**1張 70,000円**

そば用テント

間口	奥行	テーブル	椅子	照明	給排水設備	出店料
5,400 mm	3,600 mm	1,800mm × 450mm 5 台	4脚	2基	給水設備：テント内×1基 排水設備：テント内×1基	**1張 75,000円**

出店料に含まれるもの

電源※3	店舗名サイン
1回線（100V/1,500W ）	正面上部に1基

※1　2小間(1テント)ご利用の場合、テーブルは４台、椅子は４脚となります。
※2　1小間は、間口5,400mm×奥行3,600mmテントの半分を使用します。
※3　1,500Wを超える又は200V電源が必要な場合、別途料金が必要となります。

移動販売車

会場	車両長さ※	出店料
常磐公園	**6,000mm以上7,000mm未満**	**75,000円**
	5,000mm以上6,000mm未満	**65,000円**
	5,000mm未満	**55,000円**

※　「車両長さ」は営業に必要な長さとします（例：車両後部ドアを開けた状態で営業する場合やけん引物がある場合は、その部分も長さに含みます。）。申込みに当たっては、車検証等の車両のサイズがわかるものを添付してください。また、長さが7,000mm以上になる場合は実行委員会までお問合せください。
　なお、照明、電源、テーブル、椅子は実行委員会では用意しません。

■料理・物販用テント
●駅前広場・買物公園・常磐公園

●正面図

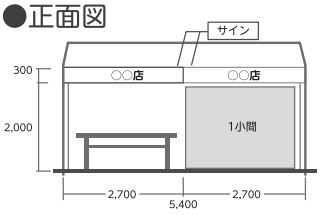

●平面図(配置)

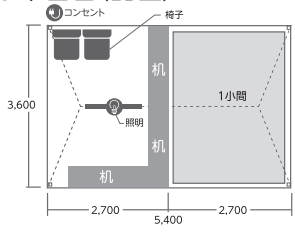

■料理・物販用テント
●七条緑道

●正面図

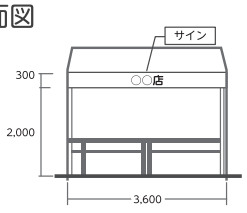

●平面図(配置)

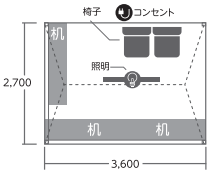

■ラーメン用テント

●正面図

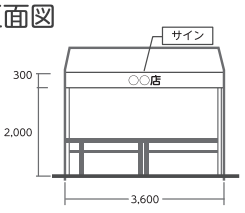

●平面図(配置)

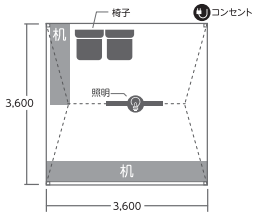

■そば用テント

●正面図

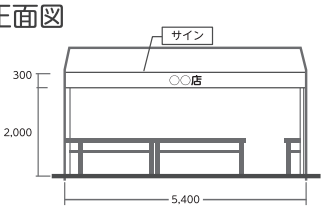

●平面図(配置)

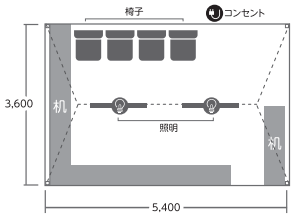

北の恵み 食べマルシェ2019出店規程

① 応募資格

(1)　北北海道地域（旭川市内、上川・宗谷総合振興局及び留萌振興局管内、道北9市に含まれる紋別市・芦別市・深川市）に店舗・事業所があり、地場産品の販売又は生産・製造・加工及び普及・促進に携わる事業者（自治体及びその他団体を含む。）

(2)　旭川市と交流のある自治体及び自治体が推薦・紹介する事業者で、それぞれの地域の地場産品や魅力ある料理・加工品を提供できる者

(3)　上記以外であって、本イベントの魅力向上のため実行委員会が募集する者

② 出店者の選考及び決定

出店の可否は、実行委員会で応募内容を審査の上、決定します。審査に当たっては、申込内容等に関して照会等を行う場合があります。また、必要に応じ、産地を証明する書類の提出を求める場合があります。

＜審査の基準＞

審査については、次の基準で実施します。(1)又は(2)のいずれかを、必ず満たしている必要があります。

(1)　主たる販売物の原材料が北北海道地域産であること。ただし、肉類及び魚介類については次のとおりとします。

なお、開催趣旨を考慮し、主たる販売物以外についても北北海道産の原材料を極力使用するよう、ご協力をお願いします。

品目		産地等
肉類		（内臓類を含む。）
	鶏肉	北海道
	豚肉	北北海道
	牛肉	北北海道。ただし、牛タン(郷土料理等に該当)に限り道外産及び外国産を認める。
	羊肉	北北海道。ただし、ジンギスカン(郷土料理等に該当)に限り道外産及び外国産を認める。
	鹿肉	北海道
魚介類		
	海産物	北海道沿岸
	その他	北北海道の河川又は湖沼

※「北北海道」＝旭川市内、上川・宗谷総合振興局及び留萌振興局管内並びに紋別・芦別・深川市内をいう。

(2)　主たる販売物が広く一般に認知されている地場産品又は郷土料理、名物料理、地元で評判の地域グルメであること。

＜出店が認められない応募者＞

次の応募者は出店を認めません。

(1)　応募資格に該当しない者

(2)　**販売物の主な原材料に外国産の食材を使用している者**（例：外国産の肉を使った焼き鳥、唐揚げや外国産のジャガイモを使ったポテトフライ等）。ただし、地域に根ざした加工技術により製造された地場産品及び審査の基準(2)に該当する販売物については、この限りではありません。

(3)　自社（店）で通常販売していない商品等を主たる販売物とする者。ただし、本イベントを契機にその後も販売しようとする者については、この限りではありません。

(4)　過去の出店において、実行委員会からの指導を真摯に受け入れなかった者（例：路面養生、給排水設備の使用、小間装飾、搬出入等）

(5)　過去の出店において、来場者等から本イベントの品位を落とす接客等によりクレームが多く寄せられた者

(6)　過去の出店において、出店料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった者

(7)　過去の出店において、事前に申請していない出品物を出品した又は申請内容と異なる内容で営業した者

(8)　過去1か年の食べマルシェにおいて、食中毒等の事故を起こした者

(9)　反社会的勢力が関与していると判断される者（警察等により確認します。）

(10)　その他、地域の食の魅力発信につながらない出店等、本イベントの趣旨にそぐわないと実行委員会が判断した者

③ 出店場所

出店場所については、会場構成やゾーン内容等によりご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承いただくとともに、実行委員会に一任願います。また、決定した出店場所については、適正な事情がある場合を除き異議を申し立てることはできません。

＜ご希望に添えない例＞

(1)　調理に炭火等を使用するため煙が多く発生し、路面店に影響が出ると判断される場合

(2)　給排水設備において、出店場所への直結工事が困難な場合

(3)　過去の出店において、路面を著しく汚し、指導後も改善が見られない場合

(4)　出店希望者多数により出店場所の調整が必要な場合

④ 路面の養生について

きれいなイベントとするため、調理を伴う出店者は、路面を養生することを義務とします。養生の範囲は、油飛び等汚れが付着することが想定される範囲とします。

イベント終了後、実行委員会において清掃が必要と判断した場合は、清掃費の実費を請求いたします。

⑤ 火気器具類の取扱いについて

安全なイベント運営を図るため、火気器具類を使用する出店者は、消防法及び旭川市火災予防条例等に従って設置することとします。

(1)　業務用消火器の設置

(2)　スレート板、耐火ボード等による火気器具類周りの養生

(3)　油飛び等による危害に対する養生

開催前に消防の査察を実施します。上記を満たさない場合、営業ができなくなります。

⑥ 申請許可品目及び出店場所以外での販売・調理の禁止について

保健所に申請し許可された品目及び道路占用・使用許可申請で許可された出店場所以外での販売・調理は認めません。

開催期間中に保健所職員が巡回します。上記を満たさず改善の指示に従わない場合、営業ができなくなります。

⑦ 下処理を要する提供品の仕込み場所について

事前に申請した許可施設又はこれに準ずる施設以外での、下処理、仕込みは認めません。

⑧ 持ち帰りの禁止について

物販以外の調理品は、原則、持ち帰り禁止とします。また、出店者は調理品の持ち帰りが禁止であることについて、購入者に対しての周知を徹底するものとします。

⑨ 接客、販売方法

(1)　テント内での対面販売とします。
　テントの外（自店テントの前や横を含む。）に出て、呼び込みや試食を提供する等の行為を禁止します。出店者が使用できるのは、道路占用・使用許可の範囲です。

(2)　来場者や隣接する店舗に迷惑となるような大音量を発する機材の使用は禁止します。

(3)　販売に使用できるスペースは限られていますので、スペースに見合った販売商品、使用機材としてください。

⑩ 販売員の常駐について

　出店者は、開催期間・開催時間の間、販売員として実行委員会からの指示・連絡を確実に伝達・履行できる者を出店場所に常駐させるものとします。実行委員会へ販売を委託することはできません。

⑪ 出店テントへの装飾について

　出店テントへの看板設置やテントからはみ出す工作物の設置は、道路占用・使用許可の範囲を超えていること、また、安全確保の観点から認められません。

⑫ 販売に関する必要物品等について

　販売に必要な備品・物品等は、出店者が用意・設置するものとします。実行委員会においてもレンタル品の斡旋は行います。

⑬ ストックヤード、商品・機材管理について

　会場にはストックヤードがありません。商品、調理器具、ガスボンベ等はテント（道路占用・使用許可の範囲）の外にはみ出さないよう、出店者が保管・管理を行うものとします。

⑭ ゴミ処理について

　販売等で発生したゴミ等は出店者が持ち帰り、自身の責任で処理するものとします。ただし、旭川市外の出店者のみ、持ち帰りが困難な場合は個別に有料で対応します。

⑮ 飲料の取扱いについて

　本イベントに対し、飲料メーカーの協賛が決定した場合、飲料の販売については、協賛メーカー商品（生ビール、ソフトドリンク等）を指定するとともに、販売価格も統一していただきます。ただし、地ビール・トマトジュース等出店者の地域の特産品については、この限りではありません。

⑯ お楽しみチケットの取扱いについて

　来場者が実行委員会発行の「お楽しみチケット」（共通利用券）で出品物（料理・物販）を購入しようとする場合には、券面記載額を現金同様に取り扱っていただきます。
　なお、精算方法等は別途お知らせします。

⑰ 出店に伴う経費負担等

(1)　出店料
　出店形式により出店料が異なります。
　詳細は、**出店形式**（3ページ）でご確認ください。

(2)　道路使用許可申請手数料（旭川中央警察署）
　1小間（1テント）　2,500円
　※　道路占用許可申請手数料(旭川市)は減免となります。

(3)　臨時営業等許可申請手数料（旭川市保健所）
　ア　飲食店営業、食肉販売業、魚介類販売業、乳類販売業、菓子製造業　各2,200円
　イ　食品販売業（許可対象食品を販売する場合）4,400円
　※　旭川市保健所から5年臨時営業許可を受けている事業者で、当イベントに出店する旨の計画書の提出が行われている場合は、新たな手数料の負担がありません。
　　なお、道路使用許可及び臨時営業等許可申請手続等（申請書の集約・提出、手数料の徴収・支払）は、実行委員会が一括して行います。

⑱ 出店料等の請求

　出店者ごとに出店料等（出店料・道路使用許可申請手数料・臨時営業等許可申請手数料）が確定した後、実行委員会から請求書を送付しますので、必ず指定期日までに振込により納付してください（振込手数料は出店者の負担とします。）。
　なお、出店申込の取下げは原則として認めませんが、出店者の都合により取り下げる場合は、上記出店料等と同額のキャンセル料を指定期日までにお支払いいただきます。

⑲ 出店の取消し

(1)　**指定期日までに出店料等を納付しない場合、実行委員会は出店を取り消すとともに、取消しに係る費用弁償を求める場合があります。**

(2)　**次のいずれかに該当した場合、実行委員会は会期中でも出店を取り消す場合があります。なお、既に納付した出店料等の返還及び取消しによって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。**
　ア　事前に申請していない出品物を出品した又は申請内容と異なる内容（例：出品物の産地）で営業した場合
　イ　申請者以外の者が出店・販売を行った場合（名義貸し等）
　ウ　その他、実行委員会及び関係機関（消防、保健所等）の指導に従わない場合

⑳ その他

(1)　本規程に定めのない事項については、後日、出店決定者へ配付する出店マニュアルに従うものとします。

(2)　提出書類に記入いただいた情報は、関連事業及び共催事業の実施に関わる他の組織・団体等又は実行委員会が広報宣伝を目的に契約する事業者等に提供する場合があります。

㉑ イベントの中止

(1)　本イベントは雨天時にも開催しますが、台風等の荒天、天災地変、暴動、官公署の命令その他不可抗力により、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいと実行委員会が判断した場合には中止とする場合があります。

(2)　本イベントが中止となった場合、出店料、道路使用許可申請手数料、臨時営業等許可申請手数料等、既に納付された費用の払戻しはいたしません。また、実行委員会はイベントの中止によって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

出店申込書の記入方法

出店申込書の提出は、2019年5月17日（金）午後５時までです。

提出期限を厳守してください。

来場者の皆様により安全・安心にイベントを楽しんでいただくため、次のような場合には開催前・会期中を問わず出店を取り消す場合がありますので、十分にご確認の上、申込書を提出してください。

なお、出店取消しの場合、取消しに係る費用弁償を求める場合があるほか、既に納付した出店料等の返還及び取消しによって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

【出店取消しを行う場合】

・指定期日までに出店料等を納付しない場合

・事前に申請していない出品物を出品した又は申請内容と異なる内容（例：出品物の産地）で営業した場合

※　なお、主たる販売物の原材料が北北海道産（肉及び魚介類については例外があります。詳しくは出店規程（4ページ）でご確認ください。）で、その他の販売物も含めて主な原材料に外国産の食材を使用していないこと（郷土料理、名物料理、地域グルメの一部を除く。）を出店の条件としています。

・申請者以外の者が出店・販売を行った場合（名義貸し等）

・その他、実行委員会及び関係機関（消防、保健所等）の指導に従わない場合

【表面の項目】

■出店者

① 事業者名

出店を申し込む事業者又は団体の名称を記入してください。

② 出店名称

テントの店舗名サイン、開催ガイドマップに掲載する名称を記入してください（後日変更可）。

③ 加盟団体等

○○商工会議所、○○業生活衛生同業組合等、加盟している団体名を記入してください。

④ 所在地・電話（代表）・ホームページURL

出店を申し込む事業者又は団体の所在地・電話（代表）・ホームページURL（ある場合）を記入してください。

⑤ 過去の出店状況

過去の食べマルシェに出店された方は、該当する年に☑を付けてください。

⑥ 申請担当者

実行委員会からの問合せなどに確実に対応できる担当者の連絡先を記入してください。今後はこの担当者に連絡します。

【申請事業者】と同じ場合は、「同上」と記入してください。

■出店に関する誓約

⑦ 誓約に関する署名

食べマルシェへの出店申込みや選考基準、出店場所等の決定については、「北の恵み 食べマルシェ2019出店規程」に基づくものとし、同規程の各条項を遵守することを誓約していただきます。

なお、誓約いただけない場合は、出店申込みを受け付けることができません。

■出店希望

⑧ 出店形式

希望するテント等の種類に☑を付けてください。各テント等の仕様は出店形式（3ページ）をご覧ください。

なお、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください（出店規程③による）。

⑨ 小間数

希望する小間数を記入してください。旭川駅前広場会場・平和通買物公園会場等に出店する場合は、1出店者につき1小間を原則とします（自治体等を除く。）。

なお、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【裏面の項目】

■出店内容等

⑩ 品名

料理名等を記入してください。販売する品目の中で、メインとなるものを最上段の太枠内に記入してください。

⑪ 商品の概要・特長・アピールポイント

その商品について、概要、工夫されている点などPRしたい内容を記入してください。この内容については、出店者選考における審査の対象となります。

また、物販は包装なし・ありのいずれかに☐を付け、ありの場合は包装材料・形態を記入してください。

⑫ 主な原材料とその原産地

本イベントは、来場者に「北の恵み」を存分にお楽しみいただくため、主たる販売物（料理・物販品のうち「メイン」の太枠内に記入したもの）の原材料が北北海道地域産であること（肉及び魚介類については例外があります。詳しくは出店規程（4ページ）でご確認ください。）、その他の販売物も含めて主な原材料に外国産の食材を使用していないこと等を出店の条件としております（郷土料理、名物料理、地域グルメなどの一部を除きます。）。記入例を参考に主な原材料の原産地をできるだけ詳しく記入してください。

⑬ 仕入先名・所在地

主な原材料の仕入先及びその所在地をできるだけ詳しく記入してください。

⑭ 予定価格

販売予定価格（税込み）を記入してください。

⑮ 熱源の確認

加熱調理を行う場合、使用する熱源を選択してください。

なお、常磐公園会場を除き、薪などの直火焼を使用することはできません。

⑯ 出店基準の確認

出店の内容について「北の恵み 食べマルシェ2019出店規程」②の〈審査の基準〉のうち、該当するものを選択してください（複数選択可）。

【出店に当たっての注意事項】

・提供する調理メニューは直前に加熱して提供することを原則とします。

※ 原則、非加熱での食品の提供はできません。詳細は、「飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業の提供品目による判断フロー」（8ページ）をご確認ください。出店が決定した後に調理内容を詳しく記入した書類を提出していただきます。

※ 判断フローに関するお問合せ：旭川市保健所衛生検査課食品保健係（電話0166-26-1111 内線2973、2974）

・物販（製品を仕入れ、手を加えずそのまま販売するもの）については、販売する商品は製造に必要な営業許可を取得した施設で製造され、適正な表示がされたものに限ります。

・出店テントには手洗い（簡易式：蛇口付きポリタンクと受け用バケツでも可）、蓋付きごみ箱が必要です。必ず各自で用意してください。ただし、包装品のみを販売する場合、手洗いの設置は任意です。

・営業の内容によっては、保健所への臨時営業等許可申請が必要になる場合があります。手数料は次のとおりです。旭川市保健所から5年臨時営業許可を取得している事業者は、新たな手数料の負担がありません。

※ 5年臨時営業許可取得事業者で、当イベントに出店する旨の営業計画書を提出していない場合や、申請していない品目を取り扱う場合については、保健所への届出が必要です。

●保健所許可申請の対象及び手数料（会期中）

(1) 飲食店営業・食肉販売業・魚介類販売業・乳類販売業・菓子製造業：許可申請手数料　各2,200円

(2) 食品販売業：登録申請手数料　4,400 円

※ 食品販売業には、菓子類（包装菓子は対象外）、アイスクリーム類、そう菜類、半乾魚・塩蔵魚、麺類（乾麺を除く。）、魚肉ねり製品（かまぼこ等）、米飯類（お弁当、おにぎり等）、生あん（砂糖などにより味付けを行っていないもの。なお、あん入り包装菓子は対象外）、豆腐及びその加工品、こんにゃく、食肉製品（ハム、ソーセージ等）等の販売が該当します。複数項目が該当しても手数料は同額です。

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業の提供品目による判断フロー

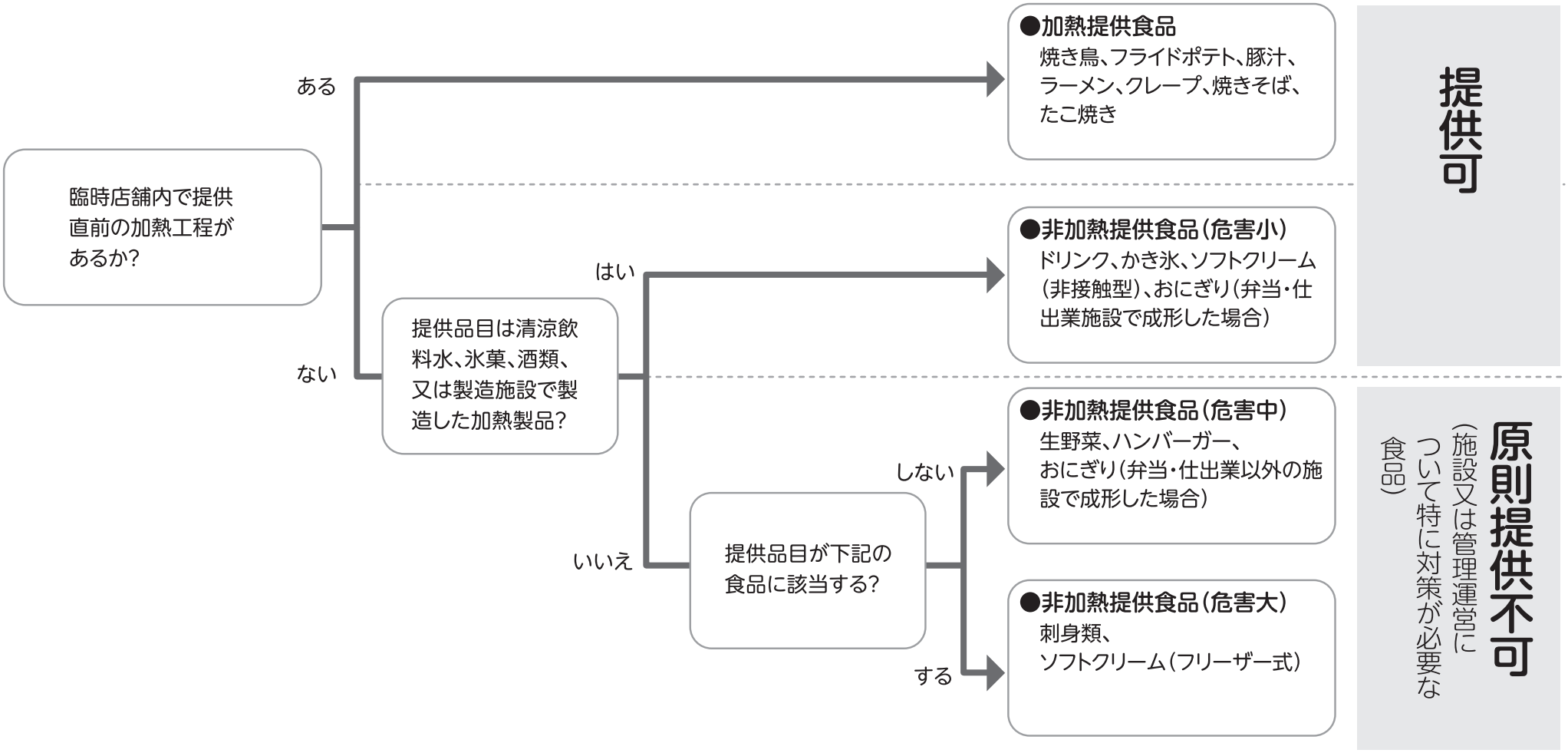

※非加熱提供するにあたり、施設及び管理運営に対策が特に必要であると要綱で定める食品

・乳及び乳製品の成分規格に関する省令で定められた食品	アイスクリーム等
・食品衛生法で規格基準が定められている食品(注)	生食用鮮魚介類、生ハム等
・製造に許可を要する食品でその場で完成させるもの	漬物等
・使用する器具類の衛生確保が難しいと認められる食品	ソフトクリーム、生ジュース等

(注)清涼飲料水、氷菓、氷雪、穀物、野菜は除く。

※付け合わせ、トッピングとみなせるものは対象としません。
(例)ラーメンのメンマ・チャーシュー・ネギ、
クレープのクリーム・チョコ
※原則提供不可とする非加熱提供食品について、
「非加熱提供食品規定」を満たす場合はその限りではありません。

「北の恵み 食べマルシェ 2019」出店申込書

出店申込書の記入方法(6･7ページ)及び記入例(11･12ページ)を参考に記入してください。

事務局使用欄	
No.	

■出店者

申請事業者	事業者名		加盟団体等	
	(よみがな)		代表者役職	
	出店名称		代表者名	
	所在地	〒　　-		
	電話(代表)			
	ホームページURL			
	過去の出店状況	□2010 □2011 □2012 □2013 □2014 □2015 □2016 □2017 □2018 □初出店		食べマルシェに出店した年にチェック(凸)を入れてください。
申請担当者	事業者名		所属部署・役職・氏名	
	書類送付先住所	〒　　-		
	電話	□携帯　□職場　□自宅 連絡可能な時間帯　～	FAX	
			メール	

■出店に関する誓約

出店に関し、「北の恵み 食べマルシェ2019出店規程」の各条項を遵守するとともに、実行委員会の指示･決定に従います。

年　月　日

事業者名＿＿＿＿＿＿　役職＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

■出店希望　希望・該当するものにチェック（凸）を入れて、希望する小間数を記入してください。

出店形式	□ 料理･物販用テント(駅前広場･買物公園) □ 料理･物販用テント(七条緑道) □ 料理･物販用テント(常磐公園) □ ラーメン用テント □ そば用テント □ 移動販売車(常磐公園)	小間数	小間

※　出店場所及び小間数については、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※　移動販売車での出店を希望する場合、「小間数」には営業に必要なスペース（長さ×幅×高さ）を記入してください。

■意見・質問等

提出先	【北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局】電話:0166-73-9840　FAX:0166-63-7093 〒070-8004　旭川市神楽4条6丁目1番12号 道の駅あさひかわ(道北地域旭川地場産業振興センター)2階 メールアドレス marche@city.asahikawa.hokkaido.jp

持参、FAX、郵送又はEメールで提出してください。

※裏面（出店内容等に続く）

〈キリトリ〉・※切り離して提出してください

「北の恵み 食べマルシェ 2019」出店申込書（裏面）

事務局使用欄	
No.	

■出店内容等　予定している全ての料理・物販品について記入してください(欄が足りない場合は複写してご記入ください。)。

○料理（イベントテント内で調理するもの）

品名※	商品の概要・特長・アピールポイント※	主な原材料とその原産地※	仕入先名・所在地	予定価格（税込み）
メイン				

加熱調理を行う場合は、使用する熱源にチェック（☑）を入れてください。複数ある場合は複数選択してください。

□ガス　□炭火　□電気　□その他（　　）
□加熱をしない

○物販（イベントテントで調理しないもの）

品名※	商品の概要・特長・アピールポイント※	主な原材料とその原産地※	仕入先名・所在地	予定価格（税込み）
メイン	包装　□ なし・□ あり（　　）			
	包装　□ なし・□ あり（　　）			
	包装　□ なし・□ あり（　　）			
	包装　□ なし・□ あり（　　）			
	包装　□ なし・□ あり（　　）			
	包装　□ なし・□ あり（　　）			

※の項目については出店者選考における審査の対象となります。また、実行委員会及び実行委員会と契約する事業者が提供するメディア（ホームページ・情報誌等）で内容を公表する場合があります。

出店内容について、「北の恵み 食べマルシェ2019出店規程」に該当するものにチェック（☑）を入れてください。

□ (1) 主たる販売物の原材料が北北海道地域産であること（ただし、肉類及び魚介類については出店規程のとおり）。
□ (2) 主たる販売物が広く一般に認知されている地場産品又は郷土料理、名物料理、地元で評判の地域グルメであること。

「北の恵み 食べマルシェ 2019」出店申込書（記入例）

事務局使用欄	
No.	

出店申込書の記入方法（6・7ページ）及び記入例（11・12ページ）を参考に記入してください。

■出店者

申請事業者	① 事業者名	株式会社　北野	③ 加盟団体等	○○○業生活衛生同業組合
	② （よみがな）	れすとらん　きたのめぐみ	代表者役職	代表取締役社長
	出店名称	レストラン　北の恵み	代表者名	北野　恵
	④ 所在地	〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1番12号		
	電話(代表)	0166-73-9840		
	ホームページURL	http://○○○○.com		
	⑤ 過去の出店状況	□2010　□2011　□2012　□2013　□2014 □2015　□2016　☑2017　☑2018　□初出店		食べマルシェに出店した年にチェック(☑)を入れてください。
⑥ 申請担当者	事業者名	株式会社　北野	所属部署・役職・氏名	営業部イベント課主任 田辺 丸夫
	書類送付先住所	〒　　- 同　上		
	電話	☑携帯　□職場　□自宅 0×0-××××-×××× 連絡可能な時間帯　9時～17時	FAX	0166-63-7093
			メール	marche@city.asahikawa.hokkaido.jp

⑦

■出店に関する誓約

出店に関し、「北の恵み 食べマルシェ2019出店規程」の各条項を遵守するとともに、実行委員会の指示・決定に従います。

2019年　5月　7日

事業者名	役職	氏名
株式会社　北野	代表取締役社長	北野　恵

■出店希望　希望・該当するものにチェック（☑）を入れて、希望する小間数を記入してください。

⑧ 出店形式	☑ 料理・物販用テント(駅前広場・買物公園) □ 料理・物販用テント(七条緑道) □ 料理・物販用テント(常磐公園)	□ ラーメン用テント □ そば用テント □ 移動販売車(常磐公園)	⑨ 小間数　1 小間

※　出店場所及び小間数については、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※　移動販売車での出店を希望する場合、「小間数」には営業に必要なスペース（長さ×幅×高さ）を記入してください。

■意見・質問等

提出先	【北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局】電話:0166-73-9840　FAX:0166-63-7093 〒070-8004　旭川市神楽4条6丁目1番12号 道の駅あさひかわ(道北地域旭川地場産業振興センター)2階 メールアドレス marche@city.asahikawa.hokkaido.jp

持参、FAX、郵送又はEメールで提出してください。

※裏面（出店内容等に続く）

「北の恵み 食べマルシェ 2019」出店申込書（裏面）（記入例）

事務局使用欄	
No.	

■出店内容等　予定している全ての料理・物販品について記入してください(欄が足りない場合は複写してご記入ください。)。

◎料理（イベントテント内で調理するもの）

⑩ 品名※	⑪ 商品の概要・特長・アピールポイント※	⑫ 主な原材料とその原産地※	⑬ 仕入先名・所在地	⑭ 予定価格（税込み）
メイン 北の恵み串	北国の幸を使った串料理。特製ソースでうま味たっぷりの一品	帆立（枝幸産）・ねぎ（比布産）・豚肉（旭川産）・ピーマン（旭川永山産）・南瓜（旭川東旭川産）	○○漁協（○○町），××農園（旭川市），■■牧場（旭川市），▲▲青果店（旭川市）	xxx円
北の恵み オリジナルパスタ	珍しいショートパスタにトマトクリームソースを合わせ，地場野菜や魚介と煮込む	トマト（旭川産）・牛乳（旭川産）・豚肉（旭川産）・ズッキーニ（旭川東鷹栖産）	××農園（旭川市），■■牧場（旭川市），○○農場（旭川市）	xxx円
和風そばガレット（きんぴらゴボウ）	地元の米粉とそば粉を用いたガレットに，きんぴらごぼうを包んだ新感覚の和風ガレット	米粉（旭川産）・そば粉（旭川江丹別産）・ごぼう（美瑛産）・にんじん（旭川西神楽産）	××農園（旭川市），■■牧場（旭川市），○○農場（美瑛町）	xxx円
和風そばガレット（肉じゃが）	地元の米粉とそば粉を用いたガレットに，煮込んで汁気を飛ばした肉じゃがを包んだ新スタイルガレット	米粉（旭川産）・そば粉（旭川江丹別産）・じゃがいも（東川産）・にんじん（旭川西神楽産）・豚肉（旭川産）	××農園（旭川市），■■牧場（旭川市），○○農場（東川町）	xxx円
生ビール	○○○○○の生ビール		××酒店	xxx円

加熱調理を行う場合は、使用する熱源にチェック（☑）を入れてください。複数ある場合は複数選択してください。

⑮
□ガス　☑炭火　□電気　□その他（　　）
□加熱をしない

◎物販（イベントテントで調理しないもの）

⑩ 品名※	⑪ 商品の概要・特長・アピールポイント※	⑫ 主な原材料とその原産地※	⑬ 仕入先名・所在地	⑭ 予定価格（税込み）
メイン 北の恵み弁当	北北海道の食材を使ったおかずをぎっしり詰め込んだ弁当 包装　□ なし・☑ あり（ポリスチレン容器）	帆立（枝幸産）・えび・たこ（増毛産）・豚肉（旭川産）・じゃがいも（美瑛産）・南瓜（旭川東旭川産）	○○漁協（○○町），××農園（旭川市），▲▲青果店（旭川市）	xxx円
肉じゃが米粉まんじゅう	地元の米粉配合のまんじゅう生地の中に肉じゃがを入れた冷凍食品 包装　□ なし・☑ あり（ポリエチレン個包装）	米粉（旭川産）・小麦粉（上富良野産）・じゃがいも（東川産）・にんじん（旭川西神楽産）・豚肉（旭川産）	×××農園（旭川市），■■牧場（旭川市），○○農場（東川町）	xxx円
きんぴら米粉まんじゅう	地元の米粉配合のまんじゅう生地の中にきんぴらごぼうを入れた冷凍食品 包装　□ なし・☑ あり（ポリエチレン個包装）	米粉（旭川産）・小麦粉（上富良野産）・ごぼう（美瑛産）・にんじん（旭川西神楽産）	××農園（旭川市），■■牧場（旭川市），○○農場（美瑛町）	xxx円
スモークチキン	北海道産の鶏をスモークして、風味とうま味を閉じ込めた一品 包装　□ なし・☑ あり（ポリ袋真空包装　）	鶏肉（旭川産）	■■ファーム（旭川市）	xxx円
	包装　□ なし・□ あり（　　）			
	包装　□ なし・□ あり（　　）			

※の項目については出店者選考における審査の対象となります。また、実行委員会及び実行委員会と契約する事業者が提供するメディア（ホームページ・情報誌等）で内容を公表する場合があります。

⑯内容について、「北の恵み 食べマルシェ2019出店規程」に該当するものにチェック（☑）を入れてください。

☑ (1) 主たる販売物の原材料が北北海道地域産であること（ただし、肉類及び魚介類については出店規程のとおり）。
□ (2) 主たる販売物が広く一般に認知されている地場産品又は郷土料理、名物料理、地元で評判の地域グルメであること。